

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・リポート

今回のテーマ： 「上場会社における不祥事対応のプリンシパル」の概要

昨今、上場企業の不祥事が目立っており、2015 年度（2015 年 4 月から 2016 年 3 月）に「不適切な会計処理」を開示した企業は、58 社となりました（東京商工リサーチ調べ）。2007 年度以降の「不適切な会計処理」を開示した企業数としては、年度別で過去最高を更新しています。このような状況を受けて、日本取引所自主規制法人は、平成 28 年 2 月 24 日に「上場会社における不祥事対応のプリンシパル」（以下、プリンシパル）を公表しました。

1. プリンシパル策定の目的

このプリンシパルは、実際に不祥事に直面した会社に期待される対応や行動に関する原則とされ、上場会社の速やかな信頼回復と確かな企業価値の再生に資するためを目的として策定されています。

なお、このプリンシパルは、法令や取引所規則等のルールとは異なり、上場会社を一律に拘束するものではありません。従って、仮に本プリンシパルの充足度が低い場合であっても、規則上の根拠なしに上場会社に対する措置等が行われることはないとされています。

2. プリンシパルの概要

公表されたプリンシパルの項目及び概要は、下表のとおりになります。

項 目	概 要
不祥事の根本的な原因の解明	不祥事の原因究明のため、必要十分な調査が尽くされるために、最適な調査体制を構築し、社内体制についても適切な調査環境の整備に努める。その際、独立役員が率先して自浄作用の発揮をすることが期待される。
第三者委員会を設置する場合における独立性・中立性・専門性の確保	第三者委員会を設置する場合には、委員の選定プロセスを含め、その独立性・中立性・専門性を確保すること。
実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行	再発防止策は、実効性の高い方策であり、単に策定するのみにとどまらず、その本旨が日々の業務運営等に具体的に反映されることが重要である。また、継続的に運用されることを検証することも重要となる。
迅速かつ的確な情報開示	不祥事に関する情報開示は、必要に応じて、把握の段階から再発防止策実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行うことが必要であり、全ての点において、透明性の確保に努める。

お見逃しなく！

実際に、不適切な会計処理に限らず、不祥事が起きた場合、多くの場合において、将来にわたってステークホルダーからの信頼を失い、結果として、企業価値が長期にわたって毀損することが想定されます。そのような場合には、企業の自浄作用によって、企業価値の速やかな回復が最も重要であり、その際にこのプリンシパルの考え方をもとに行動・対処することが期待されます。また、平時のコーポレートガバナンスだけでなく、非常時への備えという意味でも独立役員の活用が求められます。